

お気軽にご利用ください 「高齢者福祉サービス」

町では、おおむね65歳以上の1人暮らしの人や障害がある人などを対象に、自宅で受けられる各種サービス事業を行っています。主な事業は下表のとおりです。高齢者や障害者の皆さんが日常を元気に過ごせるようお手伝いしますので、お気軽にご利用ください。
※事業内容や申請手続きなどの詳しい内容はお問い合わせください。

◆主な事業一覧

事業名	対象者	内容
要介護高齢者等おむつ給付事業	要支援や要介護の認定を受けている人や重度身体障害者(※1※2)	おむつの現物給付
緊急通報装置貸与事業	高齢者のみの世帯や1人暮らしの重度身体障害者(※2)	緊急事態が発生したときに、簡単な操作ですぐに通報できる緊急通報装置の設置
訪問理美容サービス助成事業	理・美容所に出向くことが困難な高齢者や重度身体障害者(※1※2)	自宅で理美容サービスを受けるための経費の一部を助成
高齢者日常生活用具給付事業	高齢者のみの世帯(※2)	電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付や電話加入権の貸与
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	要支援や要介護の認定を受けている人や下肢・体幹機能障害の身体障害者で1級～3級の人(※3)	浴室やトイレ、段差解消などの住宅改善に必要な経費への助成
お元気ですか見守りネットワーク事業	高齢者のみの世帯	近所に住む「見守り協力員」が週1回程度訪問し、日常の安否確認を行う

- ※1 町民税所得割が非課税である世帯のみ。
 ※2 実態調査により利用適否の判定を行います。
 ※3 所得制限があります。

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課高齢者福祉係 ☎82-3111内線148)へどうぞ。



介護の知識や技術を基礎から学べます(昨年度の「入門的研修」の様子)

介護の基礎知識や技術を学ぶ 「入門的研修」に参加しませんか

町では、高校生以上で介護の仕事に興味がある人や町内で資格取得を目指す人、介護の仕事に従事している人を対象に「介護に関する入門的研修」を開講します。
 研修では、現場経験が豊富な講師が、介護に必要な知識や技術などを基礎から分かりやすく解説します。介護職員としてのスキルを高めたという人など、この機会に参加してみませんか。

- ▽会場 山田町社会福祉協議会会議室(山田15-82-2)
- ▽募集人数 基礎講座のみ:16人 基礎講座と入門講座:14人
- ▽受講料 無料
- ▽申込期限 6月14日
- ※定員に達し次第終了
- ▽受付時間 平日 午前8時半～午後5時
- ▽その他 基礎講座と入門講座の全日程を受講した人には、修了証明書を交付します。修了者は「岩手県介護員養成研修」の受講科目の一部が免除されます。

◆開催日程【7月】

コース	期日	時間	講義内容
基礎講座	3日(日)	午前9時～午後0時10分	介護の基本や基礎知識
		午後1時～5時	認知症への理解
入門講座	17日(日)	午前9時～午後5時	基本的な介護の方法
		24日(日)	午前9時～午後5時15分

◆申込先・問い合わせ (社福) 山田町社会福祉協議会 ☎901706016003)へどうぞ。

児童手当制度が変わります 特例給付の要件に所得上限額を新設

6月から児童手当制度の一部が変わり、「所得上限限度額」が新設されました。これまで児童を養育している人の所得が一定以上ある場合は、特例給付(児童1人につき5千円)を支給していましたが、今回の改正に伴い、児童を養育している人の所得が右表の「所得上限限度額」を超える場合は、支給対象外となります。

◎受給者などに変更がある人は届け出を

6月以降に受給者や支給対象の児童、配偶者などの内容に変更がある人は、届け出書の提出が必要です。

◆所得上限限度額

扶養親族の人数	所得上限限度額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円
4人	1,010万円
5人	1,042万円

▷変更内容の例 ▶婚姻や離婚などで児童を養育する者を変更した▶受給者の加入年金を変更した——など

◆提出先・問い合わせ 町健康子ども課子ども子育て係 ☎82-3111内線602)へ。